

# 年末年始 ご寄附のお願い

アレルギーっ子のための患者会活動は皆様のご寄附によって支えられています。

アレルギー支援ネットワークへの日頃のご支援、心より感謝申し上げます。さて、恒例となりましたが、患者会支援のためのご寄附をよろしくお願いいたします。食物アレルギーなどのアレルギー疾患に悩む子どもや保護者が抱える困難や負担を軽減するには、患者会活動をいっそう豊かに拡げていくことが必要です。患者会ではお互いの悩みや不安を交流し、学習や情報交換を行います。そして、学校や保育所、地域社会に対してアレルギー対応の整備・拡充を働きかけます。しかし、アレルギー分野でのこうした草の根の活動はまだ芽吹いたばかりです。財政的支援、人材育成など多面的な支援が求められています。昨年同様、年末年始のご寄附を何卒よろしくお願い申し上げます。

食物アレルギーがあっても、園や学校で安心して楽しく給食が食べられるよう子ども達を励まし、患者会支援にとり組みます。

「アレルギー大学」を通してアレルギーに関する正しい情報を伝えます。専門的なアレルギー治療を受けることができる医療機関を紹介します。

アレルギー疾患をもつ子どもの育児で困ったり悩んだりしているお母さんやお父さん、おじいちゃんやおばあちゃん達を励まします。

ご寄附頂いた金額に応じてプレゼントさせていただきます。

**¥5,000** のご寄附で受取れるリターン

- アレルギー対応アルファ化米 2 袋 をプレゼントさせていただきます。

**¥10,000** 以上のご寄附で受取れるリターン

- アレルギー対応アルファ化米 4 袋 をプレゼントさせていただきます。

アレルギーっ子の笑顔のためにご協力をお願いします！

※アルファ化米の賞味期限は2年程度になります。普段使いはもちろん、備蓄用としてもご利用頂けます。

プレゼントのアルファ化米は、法人会員のアルファ食品様よりご支援頂きました。災害対策支援のひとつとして、食物アレルギーの有無に関わらず、誰もが安心して食べられるアルファ化米の備蓄を推進しています。

## ☆ご寄附の方法☆

お願い 認定NPOを継続していくためには、お名前・ご住所を明記した100名以上の寄附者名簿の提出が求められています。お名前・ご住所を教えてくださいますようご協力をお願い申し上げます。  
※認定NPO法人とは、非営利のNPO法人の活動を支えるため、ご寄附された方が税金の減免を受けられる、特別に認定されたNPO法人の事です。

### 1. 郵便振替

※恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願い致します。  
※通信欄に必ずお名前・ご住所・電話番号をご記載ください。

- ゆうちょ銀行からのお振込み  
口座番号：00870-8-182317  
口座名義：認定 NPO 法人アレルギー支援ネットワーク
- 銀行からゆうちょ銀行へのお振込み  
店名：〇八九店（ゼロハチキュウ）  
口座番号：0182317  
口座名義：認定 NPO 法人アレルギー支援ネットワーク

### 2. 銀行振込

※恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願い致します。  
※お名前・ご住所・電話番号を下記のいずれかでお知らせください。  
①ホームページのお問合せフォーム (<https://www.alle-net.com/>)  
②ファックス (FAX 03-6893-5801)



銀行および支店名：愛知銀行 本陣支店  
預金種目および口座番号：普通預金 2019056  
口座名義：特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク

### 認定 NPO 法人であるアレルギー支援ネットワークに寄附された方は 確定申告によって寄附金控除を受けることができます。

税制上の優遇措置を受けるためには、当団体が発行した領収書が必要です。

【所得税】	※1：年間総所得金額の40%を上限とする。
年間寄附額が2,000円を超える場合、以下の2つの方法から選択し、申告により税控除を受けることができます。	
寄附金税額控除 (税額控除)	(当該年内に支出した寄附金の合計額(※1) - 2,000円) × 40% = 寄附金税額控除額(所得税額の25%が上限)
寄附金所得控除 (所得控除)	当該年内に支出した寄附金の合計額(※1) - 2,000円 = 寄附金所得控除額

※寄附をされた方は「税額控除」と「所得控除」で有利な方を選択することができます。どちらが有利の控除になるかは、ご自身の所得金額や寄附金の額などにより異なりますので、詳しくは最寄りの税務署にお問合せください。  
※企業(法人)の場合、特定公益増進法人等に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で、損金として算入することができます。詳しくは最寄りの税務署または税理士にお問い合わせください。  
【住民税(県民税および市町村民税)】 ※アレルギー支援ネットワークは、名古屋市(愛知県)の認定を受けた「認定NPO法人」です。そのためアレルギー支援ネットワークに寄附をされた方は、確定申告によって寄附金控除を受けることができます。  
年間寄附額が2,000円を超える場合、名古屋市および愛知県内の一部の市町村における条例の指定により、個人住民税(※2)の寄附金税額控除の適用を受け、申告により税控除を受けることができます。  
※2：住民税も寄附金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4%/市町村民税6%)です。ただし、各自治体によって異なります。控除割合は各自治体のホームページでご確認いただけます。  
※控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては従来の所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

例えば、名古屋市在住の方がアレルギー支援ネットワークにご寄附いただいで確定申告で税額控除を行った場合

年間 5,000 円のご寄附	年間 1 万円のご寄附	年間 5 万円のご寄附
(5,000円 - 2,000円) × 0.4 = 1,200円	(1万円 - 2,000円) × 0.4 = 3,200円	(5万円 - 2,000円) × 0.4 = 19,200円
+	+	+
国分	国分	国分
(5,000円 - 2,000円) × 0.1 = 300円	(1万円 - 2,000円) × 0.1 = 800円	(5万円 - 2,000円) × 0.1 = 4,800円
地方税(住民税)	地方税(住民税)	地方税(住民税)
1,500円	4,000円	24,000円
↓		
確定申告を行うことで、税額控除されます。		
※実際の控除額は条件により異なる場合があります。上記は最高額の記載になります。		



## 昨年度のご寄附のお礼と活動紹介

2023年度の「寄附キャンペーン」におきまして総額 2,141,918 円のご寄附を頂きました。心よりお礼申し上げます。寄附金は患者会の活動支援に使用させて頂きました。その成果の一部を紹介させて頂きます。今年度もアレルギーっ子とご家族のために、ご寄附ならびに私どもの活動へのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

### 患者会に会場費補助の支援

水道光熱費や人件費の上昇のため、会場費も値上がりし、開催回数を減らすなどといった対応をしているところがあります。地域の患者会は財政面が脆弱なところがあります。そこで、皆様からいただいた寄付金の一部を使用して、会場費補助を行いました。

#### ♪アレルギーっ子の会 in 瀬戸♪

アレルギーっ子の会 in 瀬戸では、クッキング企画が人気で、参加者さんより『楽しかった』『親子でアレルギーなしのスイーツ作りが体験できた』と、嬉しいお声をいただいています。今年度も『8大アレルギー不使用マフィンに豆腐クリームデコレーション』を立案しました。クッキングは、準備片付けの時間も必要で、場所代がかかります。今回も、アレルギー支援ネットワークさんの会場費補助を利用させていただくことで実現しました。その他にも、様々なところで、ご支援をいただき、そのおかげで安心して活動をすすめることができます。本当にありがとうございます。これからもアレルギーっ子の笑顔につながる活動を続けていきたいと思えます。



#### ♪名古屋東部アレルギーの会♪

名古屋東部アレルギーの会は、少人数ながらアレルギー児のパパママが集い、今年度は交流会のほか米粉パン試食会、親子でできる防災クッキングなどのイベントを月一回開催してきました。毎月でも参加しやすいようにできる限り少額の参加費で、無料の会場を使用して開催しますが、会場に空きがない場合やコロナ禍以降飲食の制限がある会場もあるため、アレルギー支援ネットワークさんより会場費補助をいただき、安心して会場の確保をしなから年間スケジュール通りに活動を進めることができました。アレルギーっ子やその家族のための活動に大事な寄附金を使わせていただき、感謝の気持ちでいっぱいです！本当にありがとうございました。



## 能登半島地震災害への物資支援報告

※本活動は皆様からのご寄附と(公財)ニッポンハム食の未来財団の救援活動助成を受けて行いました。当法人は、平常時より防災用品を備蓄しており、元旦に発災した能登半島地震災害にもすぐに初動支援を行うことができました。こうした大規模災害時の支援活動の資金は、皆様からのご寄附によって支えられています。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

- 2024年1月
  - 1月9日：日本小児アレルギー学会を通して日本栄養士会から初動支援の要請を受け、約1200食の支援物資を即日郵送。また、平常時からつながりのある災害支援団体にアレルギー対応食品(アルファ化米、副食、お菓子、アレルギー用ミルク)を託して被災地へ届け、その後現地からの要望が入る毎に、食料支援を継続した。
  - 1月18日：能登町教育委員会の管理栄養士から食物アレルギーの児童への給食対応について電話相談を受けた。
- 2024年2月
  - 2月7日：穴水町の患者家族より災害支援団体を通じて「給食が始まったが、小麦アレルギーがあり給食を食べられない」と連絡を受け、食料支援を行った。
- 2024年3月
  - 3月4日：要望を受け、穴水町・能登町に学校給食用のアレルギー対応のおかずを直接届けた。その後、珠洲市、輪島市にもヒアリングを行ったところ同様に苦慮されていたため、要望をうかがった上でおかずを郵送支援した。
- 2024年6月
  - 穴水町の「まるおかクリニック」が、食物アレルギーの患者さんに対して、食料など直接の支援を行なっていることを知り、食糧支援の申し出をし、要望をうかがった上で6月24日に食料を郵送した。
- 2024年8月
  - 8月16日：災害時における問題点の洗い出しと今後の災害支援の方法を検討するために、まるおかクリニックを訪問し、アレルギー外来を受診した親子12組に、当法人の小児アレルギーエドゥケーターの薬剤師と管理栄養士がヒアリングを実施した。



皆様からのご寄附は  
能登半島の大震災にも  
活用させて頂きました♪

#### 石川県穴水町 まるおかクリニック 丸岡院長

能登半島地震発災初日から食物アレルギー支援団体さんが支援に奔走されていたことを5月に入り始めて知りました。その後今回の災害に関し情報交換を繰り返し、最長5年ほど保存可能な食物アレルギー物資の寄付をたくさんいただいたので、アレルギー外来で食物アレルギーのあるお子様ご家庭に備蓄するように配布し、一部はクリニックで備蓄しました。9月21日の大雨水害では、断水した当院通院中の食物アレルギーご家庭では備蓄するようお渡しした食材が役に立ち感謝されました。またクリニックで備蓄させていただいたアレルギー対応食は断水した能登町、輪島市、珠洲市の健康福祉課へ届けることで有効活用できました。